

紹介手数料の返還

採用決定者が一身上の都合により6ヶ月以内に退職した場合、弊社は領収済の紹介手数料の一部を下記の通りに返還する。

ただし、紹介先企業の対応が労働関係法令等に違反し、それを理由に採用決定者が退職した場合は除く。

退職した時期	返還する紹介手数料
1ヶ月以内	100%
2ヶ月以内	90%
3ヶ月以内	80%
4ヶ月以内	60%
5ヶ月以内	40%
6ヶ月以内	20%

以上